

# III 1月改正開示府令の早期適用が可能 記述情報充実の 開示ポイント

有限責任 監査法人  
公認会計士 飯嶋 めぐみ

## はじめに

●平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書に、記述情報の充実を図る「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析」に係る新開示府令の規定を早期適用することが可能である。

●「記述情報の開示に関する原則」を踏まえたより実効的な開示も期待される。

●新開示府令の規定を早期適用しない企業においても、令和2(2020)年3月期に向け開示充実のための体制の見直しを図る必要がある。

平成31(2019)年1月31日に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)改正により、有価証券報告書等における建設的な対話の促進に向けた情報の提供等に関する開示が平成31(2019)年3月期から拡充されており、このほかの財務情報および記述情報の充実、情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組みに関する開示が、令和2(2020)年3月期の有価証券報告書等において求められることとなる(いずれも平成31(2019)年3月期から早期適用可)。また、平成31(2019)年3月19日には、「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好

事例集」が公表されている。

本稿では、このような開示充実に向けた動向を踏まえ、令和2(2020)年3月期の第1四半期の四半期報告書等に関する改正点および影響を中心に解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## 開示府令改正による 四半期報告書への影響

### (1) 新開示府令の規定の適用時期

四半期報告書に係る新開示府令の規定の適用時期については、附則において「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッ

シュ・フローの状況の分析(以下、「MD&A」という)の規定を除き、平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書から適用されると定められている。なお、「事業等のリスク」、「MD&A」の規定を平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書から早期適用することが可能である(図表)。

(図表) 新開示府令の規定の適用時期

附則	適用する規定	適用時期
10項	新開示府令第四号の三様式および第九号の三様式 <sup>(注)</sup> の規定(附則11項の規定を除く)	平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用
11項	新開示府令第四号の三様式記載上の注意(7)(事業等のリスク)および(8)(MD&A)の規定	令和2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用。ただし、平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用可

(注) 外国会社の場合は第九号の三様式の規定による

### (2) 平成31(2019)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書に関する改正点

指定国際会計基準(連結財務諸表規則)93条に規定する指定国際会計基準)により四半期連結財務諸表を作